

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う
処方せんの取扱いについて

平成 23 年東北地方太平洋沖地震における処方せん医薬品の取扱いについては先般お知らせしたところですが、処方せん医薬品の取扱いについて問い合わせが目立つ状況であることを踏まえ、日本薬剤師会において下記のとおり資料が作成されました。

なお、今回の地震の被災者に係る一部負担金の取扱いについては、「保険調剤ニュース 32」でお知らせしたところですが、**福島県における原子力発電所の事故に伴い避難した患者についても「住家の全半壊、全半焼」に準ずる被災に該当する**とのことです。

平成23年3月18日現在 日本薬剤師会作成

被災者に係る処方せんの取り扱いについて



※保険適用となる場合

1. 一部負担金	<ul style="list-style-type: none"> 以下(①と②)のいずれにも該当する場合は、窓口支払は猶予(5月末まで) <ul style="list-style-type: none"> ①災害救助法の適用市町村に住所を有する被保険者・被扶養者 ②住家が全半壊・全半焼(または、これに準ずる被災。今回の原発事故により避難した場合も含まれます)、または、主たる生計維持者が死亡・重篤な傷病 被保険者証等により①の区域であることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> →それが不可能な場合は、氏名、生年月日のほか、勤務する事業所名・住所・連絡先(社保)または住所・連絡先(国保、後期高齢者医療。国保組合の場合は組合名も)を調剤録に記載
2. 保険請求	・請求方法の詳細(記載方法など)は、後日、厚生労働省より通知予定